

一般社団法人 山梨県臨床検査技師会

専門研究班運営規程

平成24年3月18日 制定

平成28年4月20日 改定

(総 則)

第1条 この規程は、組織運営規程第22条2項による学術部専門研究班の運営について定める。

(目 的)

第2条 専門研究班は、検査学術・技術の研究、研修を推進し、会員の資質の向上を計ることを目的とする。

(事 業)

第3条 前項の目的達成の為、次の事業を行う。

1. 学術研究及び調査に関すること。
2. 検査方法及び調査に関すること。
3. 研修、講習会に関すること。
4. その他目的達成のための事業に関すること。

(事業報告)

第4条 研究班長会議は、年2回（前期及び後期）開催し、各研究班の事業についての集約を行う。

第5条 各研究班は、研究班事業の運営について協議し、年度当初事業計画について会長に報告する。

(組 織)

第6条 前条の事業を行う為、次の研究班を置く。

- | | |
|--------------|----------------|
| 1. 臨床化学研究班 | 7. 病理・細胞診検査研究班 |
| 2. 血液検査研究班 | 8. 輸血検査研究班 |
| 3. 免疫血清検査研究班 | 9. 超音波検査研究班 |
| 4. 一般検査研究班 | 10. 情報システム研究班 |
| 5. 微生物検査研究班 | 11. 公衆衛生研究班 |
| 6. 生理検査研究班 | 12. 遺伝子研究班 |

(研究班役員)

第7条 各研究班には、次の役員を置く。

1. 班長1名、副班長若干名。
2. 研究班委員、その他必要とする委員若干名を置くことができる。
3. 班長、副班長は、班員相互で選出し会長が委嘱する。
4. 研究班委員は、班長が選出する。

(旅 費)

第8条 研究班における県内での研修会講師等の活動に従事した場合、費用に関する規定の別表旅費支給基準に基づき、研究班費の中からこれを支給することができる。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

(附 則)

第10条 この規定の改廃は、理事会の議を経なければ変更することができない。

第11条 この規程は、平成24年4月1日より施行する。